

令和6年度 男女共同参画に関する企業の取組状況調査結果について

【調査の概要】

(1) 調査の目的

本調査は、呉市内企業の経営者や人事担当責任者に対し、「職場における男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」に関わる意識をお尋ねし、今後の市の施策に反映させることを目的に実施した。（平成19年度より継続実施）

(2) 調査の設計

- | | |
|-------|--|
| ①調査区域 | 呉市全域 |
| ②調査対象 | 市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業 |
| ③標本数 | 123事業所 |
| ④調査方法 | 郵送配布・FAX、メール、QRコードからの入力フォームによる回収 |
| ⑤調査期間 | 令和6年8月23日～9月30日 |

(3) 回収結果

A. 発送数	B. 廃業・ 事務所移転等	C. 回収数	D. 回収率 [C÷(A-B)]
298事業所	2事業所	123事業所	41.6%

構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100.0%とならない場合があります。

【調査結果】

I 回答事業所における女性の就業状況

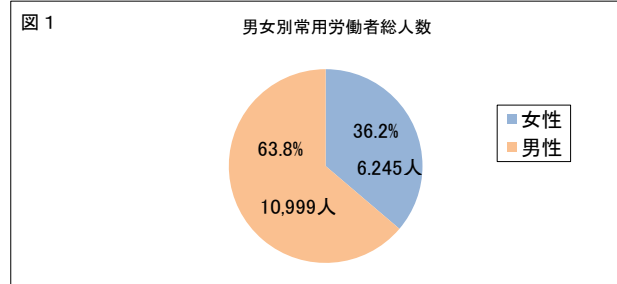
(1) 回答いただいた123事業所の事業内容、常用労働者総人数、規模別事業所数

業種別	事業所数	割合(%)	就労人数計	内女性	管理職	内女性	1～30人	31～50人	51～100人	101～300人	301人以上	小計
建設業	13	10.6	1,044	178	239	6	7	4	0	1	1	13
製造業	36	29.3	7,008	1,282	706	23	3	5	10	12	6	36
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	1	0.8	179	52	42	2	0	0	0	1	0	1
運輸・郵便業	4	3.3	292	45	27	2	1	1	0	2	0	4
卸売・小売業	12	9.8	818	379	111	12	5	2	3	1	1	12
金融・保険業	5	4.1	486	245	54	11	4	0	0	0	1	5
不動産業・物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	2	1.6	154	13	7	0	0	1	0	1	0	2
宿泊・飲食サービス業	2	2.0	156	79	12	1	1	0	0	1	0	2
生活関連サービス業、娯楽業	3	2.0	100	29	5	2	1	1	1	0	0	3
教育、学習支援業	2	2.0	199	76	22	6	0	0	1	1	0	2
医療・福祉	20	16.3	4,150	2,994	282	119	0	2	6	9	3	20
複合サービス業	1	0.8	288	149	34	2	0	0	0	1	0	1
サービス業(他に分類されないもの)	22	17.9	2,370	724	141	34	11	0	6	4	1	22
合 計	123	100.5	17,244	6,245	1,682	220	33	16	27	34	13	123

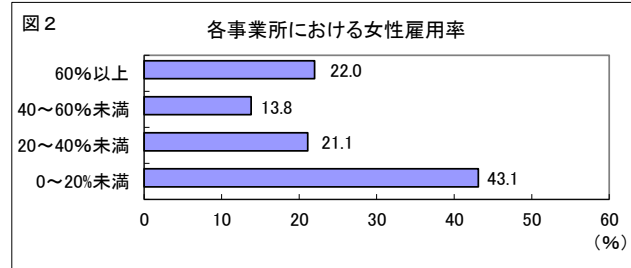
常用労働者総人数とは？

期間の定めなく雇用されている労働者及び一定の期間を定めていても、その雇用期間が反復更新され、事実上定めなく雇用されている労働者の数。(パートタイム労働者を含む。派遣・請負労働者は除く。)

① 事業所の常用労働者総人数に占める女性労働者の割合は、36.2%です。(図1)



② 各事業所における女性の雇用率は、0～20%未満が43.1%と最も多くなっています。(図2)



③ 女性の雇用率の高い事業内容は、「医療・福祉」が72.1%、「複合サービス業」が51.7%、「宿泊・飲食サービス業」が50.6%、「金融・保険業」が50.4%、「卸売・小売業」が46.3%となっています。

一方、女性の雇用率が低い事業内容は、「学術研究、専門・技術サービス業」が8.4%、「情報通信業」が15.4%、「建設業」が17.0%、「製造業」が18.3%となっています。（図3）

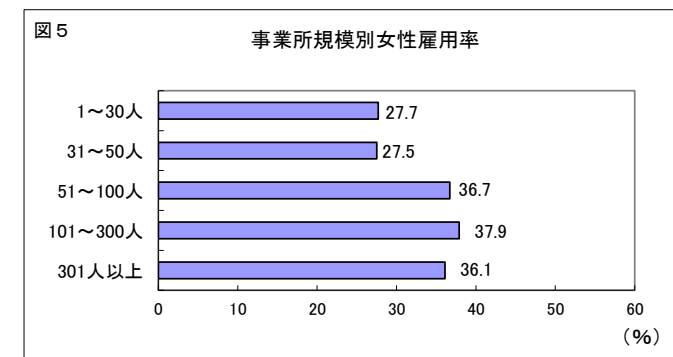
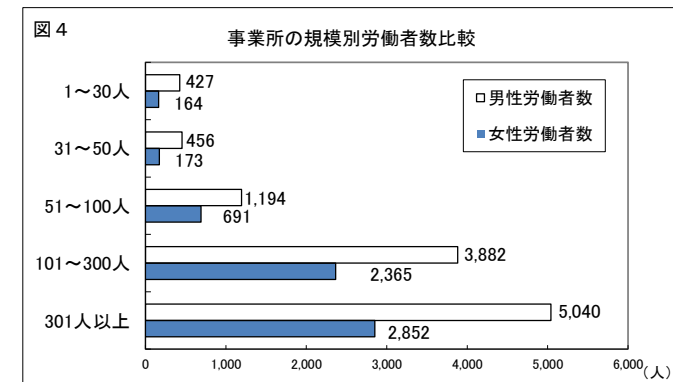
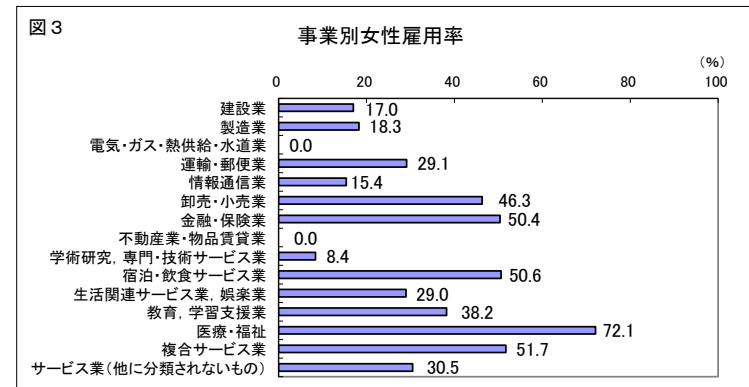
「電気・ガス・熱供給・水道業」，「不動産業・物品賃貸業」の回答はありませんでした。

（2）事業所の規模別男女常用労働者数

事業所規模	男性労働者数	女性労働者数	合計
1～30人	427	164	591
31～50人	456	173	629
51～100人	1,194	691	1,885
101～300人	3,882	2,365	6,247
301人以上	5,040	2,852	7,892
合計	10,999	6,245	17,244

① 女性常用労働者数が最も多いのは「301人以上」の事業所で、全女性常用労働者数の45.7%です。（図4）

② 「事業所規模別の女性雇用率」は、101～300人の規模の事業所が37.9%で最も多く、51～100人の規模の事業所が36.7%、301人以上の規模の事業所が36.1%、1～30人の規模の事業所が27.7%、31～50人の規模の事業所が27.5%の順です。（図5）



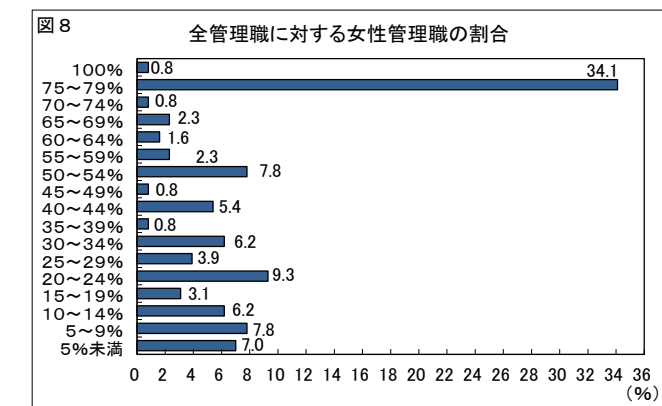
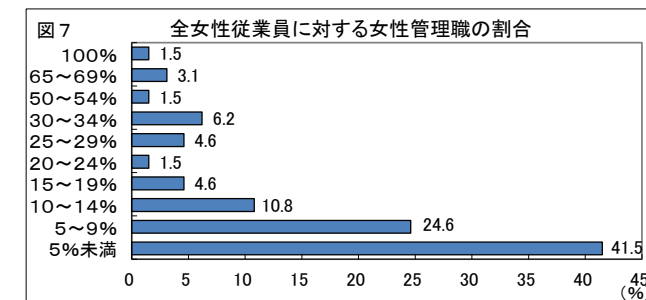
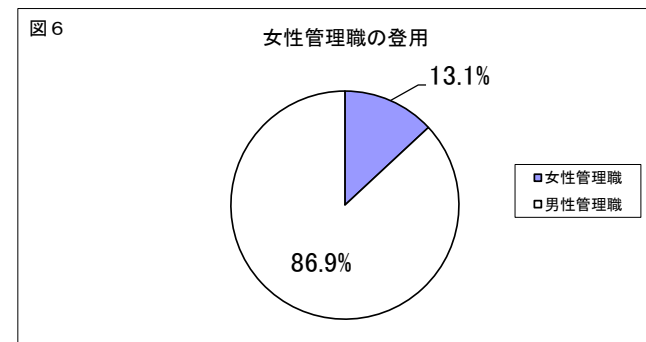
(3) 事業所における女性管理職の登用

- ① 女性を管理職（主に課長クラス以上の職）に登用している事業所は、123事業所中65事業所で52.8%、全管理職1,682人に対する女性管理職220人の割合は13.1%です。（図6）

事業内容	管理職数	女性管理職登用数
建設業	239	6
製造業	706	23
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	42	2
運輸・郵便業	27	2
卸売・小売業	111	12
金融・保険業	54	11
不動産業・物品賃貸業	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	7	0
宿泊・飲食サービス業	12	1
生活関連サービス業、娯楽業	5	2
教育、学習支援業	22	6
医療・福祉	282	119
複合サービス業	34	2
サービス業（他に分類されないもの）	141	34
合 計	1,682	220

- ② 女性を管理職に登用している事業所における「女性従業員に対する女性管理職の割合」は「5%未満」が41.5%と最も多く、つづいて「5～9%」が24.6%です。（図7）

- ③ 女性を管理職に登用している事業所における「管理職に対する女性管理職の割合」は「75～79%」が34.1%と最も多く、つづいて「20～24%」が9.3%です。（図8）



④ 女性を管理職に登用している事業所が、女性を活用することについてメリットと
 思っていることは「人的資源の有効活用」が36.7%で最も多く、つづいて「組織
 の活性化」が22.9%です。（図9）

その他の意見
 ○適材適所。

（4）女性の能力発揮促進のためにに行っている取組

女性の能力発揮促進のために事業所が行っている取組として多いのは、
 「責任ある仕事を任せる」が27.1%、
 「仕事と家庭の両立への配慮」が20.4%、
 「会議等への女性の出席機会の拡大」と
 「仕事の配分や研修等で男女同様に扱う」がともに14.1%です。
 （図10）

その他の意見
 ○特に男女でかえていない

図9 女性を管理職に登用しているメリット（複数回答）

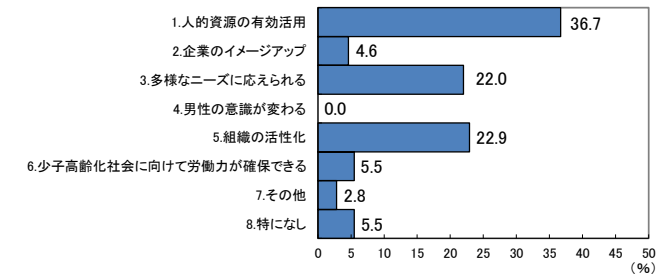
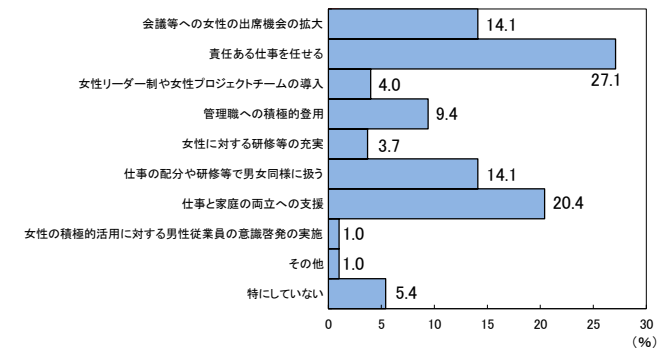
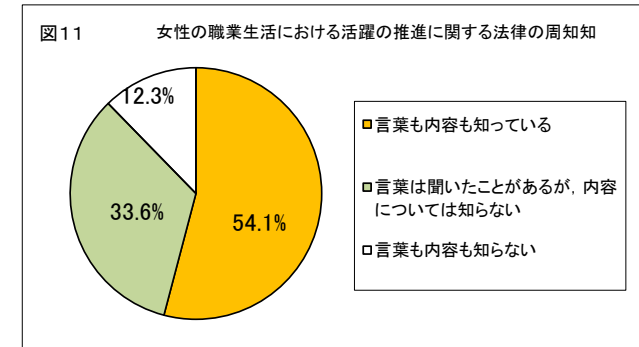


図10 女性の能力発揮促進のためにに行っている取組（複数回答）



(5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について

「言葉も内容も知っている」が54.1%「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が33.6%で、言葉の認知度は87.7%となっています。
(図11)

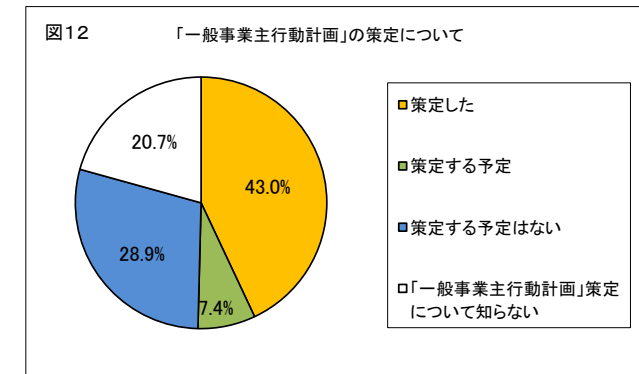


(6) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の策定について

「策定した」が43.0%、「策定する予定」が7.4%となっています。
(図12)

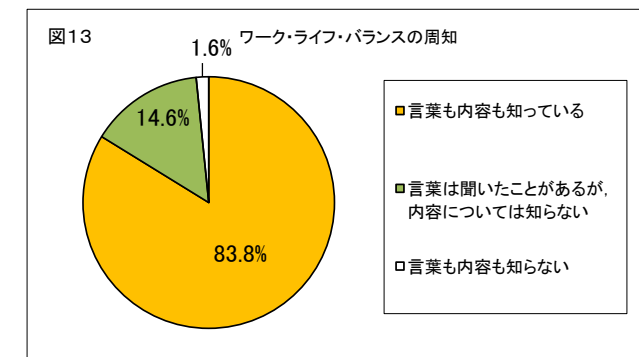
※女性活躍推進法改正に基づき、2022年4月1日から「常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主」も「一般事業主行動計画」の取り組みが義務づけられています。

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html
広島労働局ホームページ



(7) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「言葉も内容も知っている」が83.8%、「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が14.6%で、言葉の認知度は98.4%となっています。
(図13)

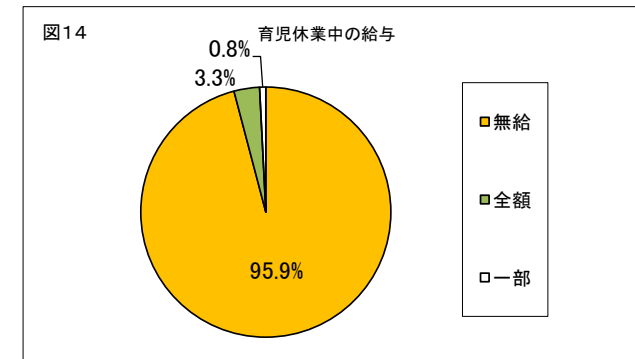


Ⅱ 回答事業所における職場環境整備の進捗状況

(1) 育児休業中の給与について

- ① 事業所における「育児休業中の給与」は、無給95.9%（116事業所）、全額支給3.3%（4事業所）、一部支給0.8%（1事業所）です。

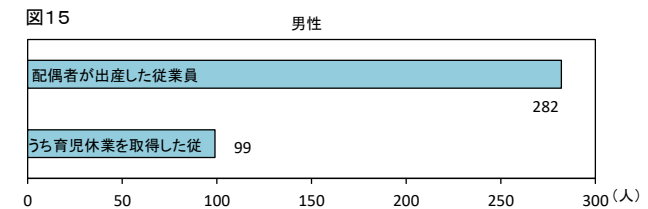
(図14)



- ② 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に育児休業を取得した人数と割合

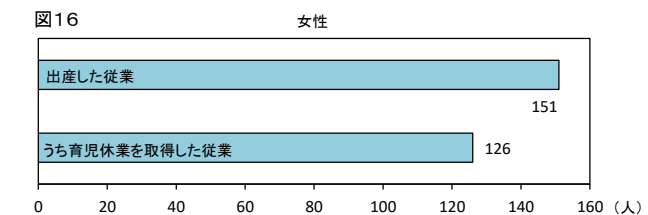
男性	配偶者が出産した従業員 (A)	282
	うち育児休業を取得した従業員 (B) 延べ人数	99
	取得率 (B) / (A)	35.1%

(図15)



女性	出産した従業員 (A)	151
	うち育児休業を取得した従業員 (B) 延べ人数	126
	取得率 (B) / (A)	83.4%

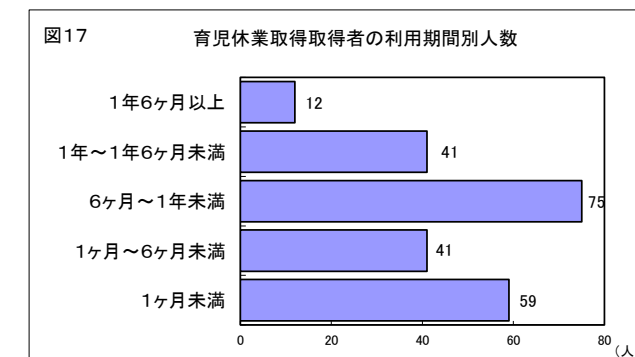
(図16)



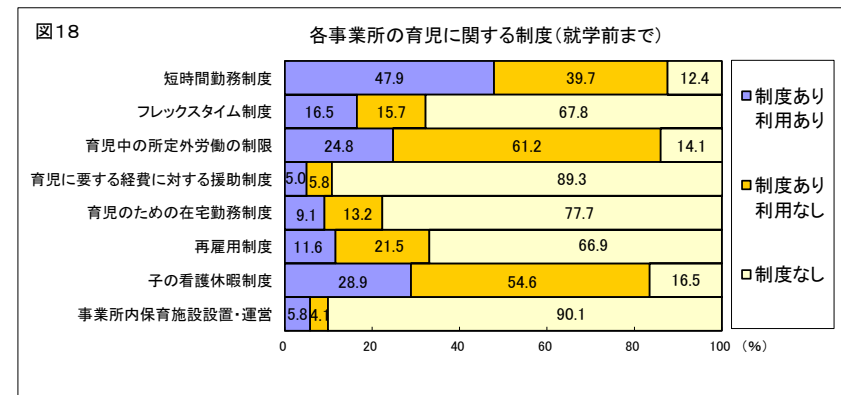
- ③ 育児休業取得者の利用期間別人数 (延べ人数)

	1ヶ月未満	1ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上	計
男性従業員	57人	37人	6人	2人	0人	102人
女性従業員	2人	4人	69人	39人	12人	126人
計	59人	41人	75人	41人	12人	228人

(図17)

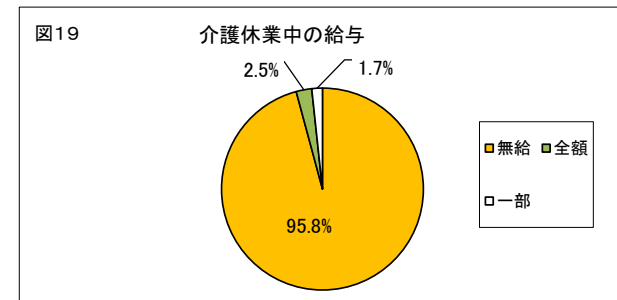


- ④ 各事業所の育児に関する制度(就学前まで)は、「子の看護休暇制度」がある事業所が83.5%、「短時間勤務制度」がある事業所が87.6%です。(図18)



(2) 介護休業中の給与について

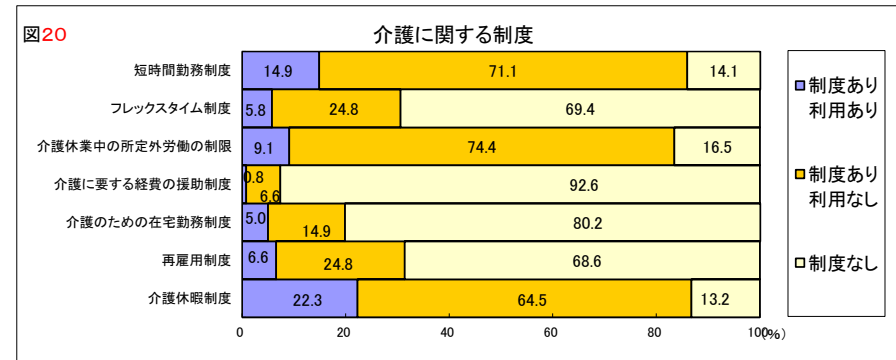
- ① 事業所における「介護休業中の給与」は、無給が95.8% (116事業所)、全額支給が2.5% (3事業所)、一部支給が1.7% (2事業所)です。(図19)



- ② 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に介護休業を取得した人数

介護休業を取得した男性従業員 (5事業所)	14人
介護休業を取得した女性従業員 (9事業所)	14人

③各事業所の介護に関する制度は、「介護休暇制度」がある事業所が86.8%、「短時間勤務制度」がある事業所が、86.0%です。
(図20)



(3) 事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策について

「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所に対し国や自治体の支援の充実」が28.5%、「高齢者や病人のための施設や介護サービス」が26.0%、「保育施設や保育サービスの充実」が24.0%です。
(図21)

その他の意見

育児介護休業中の代替要員の確保、及び休業取得社員不在中の売上減少の補償

